

令和2年度の相談支援従事者研修の見直しについて

1 科目、時間数の拡充

初任者研修と現任研修の科目、時間数が拡充されました。

研修の名称	令和元年度まで	令和2年度から
初任者研修	全5日間, 31.5時間以上	全7日間以上, 42.5時間以上
現任研修	全3日間, 18時間以上	全4日間以上, 24時間以上

また、専門コース別研修に「意思決定支援研修」が創設されました。

2 実習の導入

研修会場での講義・演習のほかに、アセスメントからサービス等利用計画の作成までの手順を実践したり、地域の（自立支援）協議会で事例検討や意見交換などを行うなどの実習が導入されました。研修の修了には、研修期間中に実習に取り組むことが必要になります。

※ 相談支援業務に関する相談面接技術や基本的な法の理解などは、初任者研修でも扱うものの、業務を通じて受講までに学習済みであることを前提としています。研修の内容や趣旨を十分にご理解いただいた上でお申し込みください。

※ 実習を含む研修資料の見本が次のホームページで公開されています。

厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業「相談支援従事者研修ガイドラインの作成及び普及事業」（特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会）

<http://www.ssa-b.com/h30guideline.html>

3 現任研修の受講要件の導入

現任研修の受講要件として、次のいずれかを満たすことが必要になりました。

- (1) 現任研修の受講開始日前5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること。
- (2) 現任研修を修了し、現に相談支援業務に従事していること（初回受講では不要）。

※ 令和2年4月1日以前の5年間に初任者研修、現任研修、主任研修のいずれかを修了した方は、修了日から5年を経過する日の属する年度の末日までに初めて現任研修を受講する場合、どちらの受講要件も満たす必要はありません。

(例) 令和元年11月6日に初任者研修を修了し、令和7年3月31日までに初めて現任研修を受講する場合

4 その他

現任研修の代わりに主任研修を修了しても、資格の更新が可能になりました。令和2年4月1日以前に主任研修を修了した方も更新が可能になります。